# 滝山病院に対して東京都と共同で行う個別意向調査について

2023年4月19日

弁護士·精神保健福祉士 相原啓介

# 第1 目的

滝山病院に入院中の患者さんについては、現在、心身両面にわたってその安全を保障できない状況です。そのため、特段の事情のない限り、患者さんたちに一旦他の安全な医療機関や地域の福祉施設(直接単身生活ができる人にはその住居)に移っていただき、そのことを通じて患者さんの直接的な安全をまずは確保することが必要です。

今回の調査は、退院・転院による患者さんの安全確保を実現する第一段階として 必要最低限の意思確認を個々の患者さんからすることを目的とした意向調査となり ます。

#### 第2 退院支援全体のイメージ

#### 第一段階

個別の面会で「ここから出たい」「あなたに退院支援をお願いしたい」という意思を 確認 (←今回の意向調査に入る人の役割)

#### 第二段階

その意思に沿って退院先・転院先の確保や各種手続について進める(←ここは調査に入った人が直接できればしてもいいですが、大変なのでここは他の人に振る形が主流になるかと思います)

※ 滝山病院が現在、外部の人間が個々の患者さんに面会に行くこと自体を拒否していて法的に面会妨害を阻止する方法がなかったので、第一段階では、東京都の協力を得てある程度の強制力の行使が必要でした。そのため、これまでの間に東京都の職員、医師、PSWという三者チームで意向調査に入る、という枠組みを作り、滝山病院に入ることを「うん」と言わせた段階です。

第一段階で個々の患者さんにお会いして、「ここから出たい」という意思確認と「あなたに支援をお願いしたい」という意思確認さえとれれば、第二段階目の具体的な作業については、もう滝山病院は、法律上、邪魔できなくなります(端的に言えば、滝山病院が嫌だ、会わせないと言い出しても、もう無視して会えるようになる、というイメージです。)。そのため、とにかく第一段階目で、必要最小限で構わないので、とにかく必要な意思確認をすることが最重要課題になります。他のことは2回目以降の面会、すなわち第二段階目に入ってからやれば大丈夫です。

※ 第一段階目で首尾よく意思確認ができた人について、どうやって第二段階目につなぐかですが、一旦は、P協会で形式的な窓口を作ってそこに集めて、そこから第二段階目の支援者を探して振り分ける形が分かり易いかなと思っています。ただ、最初のうちはノウハウがないと思いますので、形式的には P協会が受けますが、実質的には私が P協会の窓口から相談を受けた形にするなどして私が一人で支援者への振り分けをしばらくやる形にならざるを得ないかとも考えています。

振り分ける先の支援者としては、全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ)、 全国精神保健福祉会連合会(みんなんねっと)、東京都地域精神医療業務研究会、 東京精神医療人権センター等を考えており、各団体ごとにどこまでできるかはと もかく、一応、各団体の責任者とは連絡を取ってご協力のお約束を取り付けてあ ります。もしそれらの団体でできなければ私が直接やります。

### 第3 意向調査(第一段階)に際しての注意点

- ① 病院の実熊調査ではなくあくまで第一段階の目的を達するためのもの
- ② ある程度は退院・転院をお勧めするスタンスになる
- ③ 退院・転院希望の意向が確認できたら直接支援に入る(第二段階に移行)
- ④ 滝山病院の意向とは無関係に動くことになる
- ⑤ 医学的判断をするためではない
- ⑥ 医療保護相当との判断になっても他の病院での医療保護を考える
- ⑦ 病院職員は全員嘘をつくというくらいに考えておく必要がある特殊な状況

### 【内容等】

## ① 病院の実態調査ではなくあくまで第一段階の目的を達するためのもの

今回の調査は、病院の実態調査ではありません。これまで滝山病院が抱え込んで外部との接触をシャットアウトしている入院患者さんたちについて、病院を通さずに直接外部の支援者等が個々の患者さんから退院や転院についてその意思があるどうかを確認するための調査です。

ですので、何か病院での出来事や今後のご希望などについて網羅的に聴き取るのではなく、多少デフォルメして言えば、端的に「この病院から出たいですか」「(はい)」「そうしたら私に病院から出るお手伝いさせていいだいてもよろしいですか」「(はい)」ということを尋ね回答を得ることが最大かつ最優先の目的となります。

そういう意味では、イメージとしては大規模な災害時の緊急避難支援の一環、 というものに近いものになります。

### ② ある程度は退院・転院をお勧めするスタンスになる

大規模な災害時の緊急避難支援の一環というイメージからお分かりいただけるかと思いますが、今回の調査は、退院や転院の意思があるかをイエス・ノーで答えていただきますが、ノーの場合には単にそれをそのまま受け止める、という形は想定していません。

ノーの患者さんについては、「滝山病院には PSW がおらず医療連携室すらなく、退院できる可能性が他の病院よりかなり低いと思われる。統計資料によれば、7割から8割程度の人が生きて退院できずに滝山病院の中で亡くなっている。そして、暴力等の虐待を職員から受ける危険もぬぐえない。」という現状を正確に伝え、一定程度、説得、というものに近いスタンスをとる必要があります。

これは、形式的には中立性を欠くようにも思われますが、そうではありません。 現在滝山病院の客観的な状況としては、映像や音声で確実な証拠のある範囲だけでもほとんどの職員がかかわっていることが強く疑われる大規模な虐待等があることが判明していて、その一部の職員はすでに刑事裁判を経て有罪にもなってさえいる、さらに不適切治療の疑いも相応の証拠の裏付けがあり現在厚労省等が調査中、そして、弁護士が代理人としてついた人でさえ「弁護士に何をチクったんだ!!」などと病棟に戻った後に職員から暴行や脅迫を受けていたことまで映像で残っているレベルの環境です。

もちろん、現時点でそのような環境が改善されたといえる客観的な事情が一つ もありません。

要するにこれからも日々入院中の患者さんの生命・身体の安全すら保障されず 危険にさられさる環境であり、しかも、職員の報復を恐れて患者さんは調査員対 して SOS すら出せない可能性があります。

そのような中で、わずか15分~20分程度の初回面接の中で、退院や転院の 希望を自主的に表明できなかったというだけで「そうですか、ご意思を尊重しま す」と言って置いて帰ってきてしまうのは、火災現場でうずくまっている人が明確に助けて欲しい、と言わないと「ご意思を尊重します」と言ってそのまま帰ってしまうのにも似たものであり、形式的にはともかく、TPOには全く合っていない行動になります。

退院や転院を希望されない方については、それがどのような理由に基づくものなのか、他の病院ではだめでどうしても滝山病院における入院治療を受け続けたい、という事情が何かあって真意に基づく判断であるのかは、最大限慎重に聴き取っていただく必要があるかと思います。

他の病院で代替可能な希望である場合には(ほとんど例外なくそうなることが かなり高確率で見込まれます)、滝山病院に居続けることの危険性や、他の病院 に移ったとしてもあまり不利益がないと思われることなどを正確に伝えたうえ で、相応の説得を行っていただければとも思います。

繰り返しになりますが、上記のような説得を含む対応は、あくまで生命・身体の安全すら保障されていないという状況の特殊性から生じる変則的な対応であって、決して患者さんのご意思をないがしろにするような偏った対応ではないと考えます。

# ③ 退院・転院希望の意向が確認できたら直接支援に入る(第二段階に移行)

調査の結果、退院・転院の意向が確認できた患者さんについては、結果だけを病院に伝えて後は病院まかせにしたり、ましてや精神医療審査会の仕組みを説明してそちらに退院請求をご本人出していただくことを教示したりして終わりにするのではなく、調査員である PSW が一人の独立した専門家として直接又は適切な人を連れてくることを約束するなどして、基本的には病院を挟まずに直接支援を始める最初の機会にするというイメージになります。

この点、通常は病院や施設等、何らかの組織の一員として動くことが多い皆様

には戸惑いがあるかも知れません。今回の調査については、普段のお仕事のように所属組織の一員として動く訳ではなく、調査に入る個々の PSW はあくまで独立したフリーランスの一人のソーシャルワーカーとして、依頼をしてくださった患者さんの退院・転院について、道義的な責任を負って(言い方を変えれば、一人の PSW としての誇りにかけて)、自分自身の判断で退院・転院を実現していく、という役割になります(今回は、神出病院事件とは異なり、東京都の臨時任用職員として入るのではありませんので東京都の指揮命令に従う立場ではなく、都や同行する医師からも独立した立場で入ります。)。

### ④ 滝山病院の意向とは無関係に動くことになる

また、入院中の患者さんを入院先の病院の意向を無視して外部のソーシャルワーカーが退院支援を行う、ということは通常の業務ではほぼありませんので、その点も通常と大きく異なります。

今回の仕事の特殊性は、病院が患者さんを抱え込もうとしている中で、それを ある意味力尽くで破って患者さんを退院・転院させる、というところにあります。

#### ⑤ 医学的判断をするためではない

今回の調査は、病状についての医学的な判断をする機会ではありません。その ため、同行する医師が「退院は難しい」という判断をしたとしても、患者さんの 退院や転院の希望がある場合には、その判断には左右されません。

医療保護入院や措置入院の対象とならない限り、患者さんの具合が悪かったと しても、患者さんには退院する権利があります。

滝山病院の患者さんは大半が任意入院です。それでも病院の好き勝手に入院を 事実上強制できていたのは、帰る家がない、ということが一番の理由ですが、そ の背景には医療・福祉関係者一同、「建前としては任意入院なら退院する権利が あるのは分かってるけど、だからといって具合の悪い人をそのまま地域に放り出してどうするの?」という素朴な感覚をもとに、有形・無形の方法で具合の悪い人については時に退院を阻止するのがむしろ専門性、ととらえられている実情があるためと思われます。

②における退院や転院を説得する行動の裏返しのようなことですので、状況に よってはそのような対応を一概に否定するものではありません。

しかし、その感覚に基づく対応を状況の深刻さ等にかかわらず安易に繰り返してきたことの行きつく果てが今回の滝山病院事件という面がかなりありますので、今回だけは一旦その感覚をリセットし、「ご本人の意向に反してでも今は本当に入院治療が必要と思われる人については、正式に医療保護か措置に振り分ける。そうでないなら、ご本人の意思に反して入院を強制することはしてはいけない」という基本に立ち返っていただければ思います。

精神科に限らず、医療行為の大原則は、説明と同意というインフォームドコンセントです。これに反して、入院治療という医療行為を誰かに強制してはいけません。

このことは、単に治療拒否についてのご本人の意思の尊重、というだけにとど まらず、患者さんが納得できる病院を選ぶ権利を保障する意味があります。

当たり前ですが、病院であればどこも同じ、などということはあり得ず、相性も含めて必ず病院には質の良し悪しがあります。入院するにしても「こんな病院は嫌だ、もっとまともな病院に移りたい」という病院選択の自由は不合理な治療拒否ですらありません。大枠としては、そういう選択を通じて良質な病院に人が集まり、劣悪な病院が淘汰されていくことを目指すべきです。それに反して、いつまでも「具合の悪い人を放り出してどうするの?」という感覚だけで事実上入院を強いることを正当化していては、永遠に滝山病院のような病院はなくならないように思います。

# ⑥ 医療保護相当との判断になっても他の病院での医療保護を考える

もし万が一、同行する医師の判断で、任意入院中の患者さんについて「医療保護入院が相当」となった場合には、滝山病院ではなく、別の病院に医療保護入院できるよう手配することがとても重要です。医療保護入院は、あくまで「入院治療が必要」、というものであって、「滝山病院での入院治療が必要」というものではありません。

また同様に、滝山病院にも一定数医療保護入院の患者さんがいますが、その方 たちに対して同行した医師が「医療保護入院の継続が必要」との判断をした場合 であっても、同様です。

必ず患者さんに「一端他の病院に移ってから、退院の可能性を探ってみてはいかがですか。なぜなら、滝山病院には PSW がおらず医療連携室すらなく、退院できる可能性が他の病院よりかなり低いと思われるためです。転院しても入院は継続になりますが、それでもきちんとした退院支援の受けられる病院に移ってみた方がずっと早い段階で退院を見込めると思います」ということを正確な情報とともに伝えて、医療保護入院を維持したまま(形式的には、一度退院し、転院先で再度の医療保護入院という形にはなります)、転院することをぜひご検討ください。

この点、医療保護入院の人は医療審査会を通さないと退院する方法がない、と 弁護士ですら誤解していますが、そんな迂遠なことは必要ない場合が多く、一旦 他の病院に移ってしまうことは事実上可能です。

「医療保護入院の継続が必要」との判断は、決して「<u>滝山病院において</u>医療保護入院の継続が必要」という判断ではないことをよくよく意識しておいていただければと思います。

# ⑦ 病院職員は全員嘘をつくというくらいに考えておく必要がある特殊な状況

具体的に調査に入る時には、通常は、主治医や担当看護師からも情報提供していただきますが、それは、あくまで主治医や看護師が嘘をつかない、という当然の前提があってのことです。

今回は、調査に入った際、調査員に向かって笑顔で対応する受付の事務職員から病棟の看護師まで、ほぼ100%全員直接患者さんを虐待しているか、虐待しているのを見て見ぬふりをしたり虐待職員と一緒になって笑い者にしている職員のどちらかと考える方が安全です。

またカルテや検査記録なども、現場ではいわゆる「天ぷら」が通常業務となっており、また院長ら管理職は管理職で診療報酬の不正請求や監査逃れのためにせっせと検査や治療の記録を捏造したり改ざんしていると思われますので、そもそも個々の患者さんについてまともな医療情報を持ってすらいない可能性があります。

そのため、調査に入った際、対応する滝山病院の職員は、当然全力で色々嘘をつきます。

患者さんに面会に行った際に主治医を含めた病院職員全員から一から十まで全部嘘をつかれる、という状況は異様過ぎてとても想像しづらいものだと思いますが、とにかく、滝山病院に一歩入ったら、あなたの目の前にいる笑顔で対応してくれている職員は老若男女問わず全て患者さんを殴って縛って天ぷらを毎日している可能性がある人だ、ということを相当強く意識していただかないと、知らず知らずのうちに滝山病院の職員の意向に引きずられる危険があります。あまりに日常とかけ離れた状況ですので、よくよくご注意ください。